

四日市市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 23 号

四日市市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市駐車場条例施行規則（平成 13 年四日市市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用可能な車両)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条に規定する駐車場を利用できる車両は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用可能な車両)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条に規定する駐車場を利用できる車両は、<u>道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する四輪の普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、最大積載量が 2 トンを超えるものを除く。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(駐車場の利用)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 駐車場の利用を終わった者は、出場時に駐車券を指定管理者に提出し、駐車時間に対応する料金を納付しなければならない。ただし、料金の納付に代えて、料金に相当する<u>回数駐車券</u>を提出し、又は定期駐車券を提示した場合は、この限りでない。</p> <p>3 駐車券を紛失した者（<u>前条第 2 項各</u></p>	<p>(駐車場の利用)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 駐車場の利用を終わった者は、出場時に駐車券を指定管理者に提出し、駐車時間に対応する料金を納付しなければならない。ただし、料金の納付に代えて、料金に相当する<u>回収駐車券若しくは割引駐車券</u>を提出し、又は定期駐車券を提示した場合は、この限りでない。</p> <p>3 駐車券を紛失した者は、指定管理者</p>

号に掲げる者を除く。)は、指定管理者に自動車を出場させることについて正当な権限を有することを証する書類等を提示するとともに、駐車券紛失届(第4号様式)を提出しなければならない。この場合において、自動車の入場時刻が判定できないものについては、入場した日の午前0時に入場したものとして算定した料金を納付しなければならない。

(利用期間)

第8条 駐車場の1回の利用は、駐車券の交付を受けた日から起算して7日目の午後12時(定期駐車券による利用の場合は、その定期駐車券の有効期限)までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、指定管理者はこれを延長することができる。

(料金の事後納付)

第9条 (略)

2 (略)

3 料金の一括納付の対象となる車両については、第7条第2項の規定は適用しない。ただし、主催者等があらかじめ定めた駐車時間を超えて駐車した場合は、この限りでない。

第10条 (略)

第11条 (略)

に自動車を出場させることについて正当な権限を有することを証する書類等を提示するとともに、駐車券紛失届(第4号様式)を提出しなければならない。この場合において、自動車の入場時刻が判定できないものについては、入場した日の午前0時に入場したものとして算定した料金を納付しなければならない。

(料金の事後納付)

第8条 (略)

2 (略)

3 料金の一括納付の対象となる車両については、前条第2項の規定は適用しない。ただし、主催者等があらかじめ定めた駐車時間を超えて駐車した場合は、この限りでない。

第9条 (略)

第10条 (略)

第 1 2 条 (略)	第 1 1 条 (略)
第 1 3 条 (略)	第 1 2 条 (略)
第 1 4 条 (略)	第 1 3 条 (略)
第 1 5 条 (略)	第 1 4 条 (略)

改正後		
別表 (第 2 条関係)		
駐車場名	車種	車体制限
四日市市営中央駐車場 四日市市営本町駐車場	道路運送車両法施行規則 (昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号) 別表第 1 に規定 する普通自動車、小型自 動車及び軽自動車(これ らの自動車のうち二輪自 動車及び三輪自動車を除 く。)	長さ 5.0メートル以下 幅 1.85メートル以下 高さ 2.1メートル以下 重量 2トン以下

改正前
(なし)

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部道路管理課)